

議員提出議案第2号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年11月30日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	高橋延幸
賛成者	同	山本俊明
	同	室伏友三
	同	露木寿雄
	同	長谷川俊子
	同	原田洋
	同	丸山孝夫

(提案理由)

人事院勧告に基づき国家公務員の給与等が改正されることに伴い、町職員給与等を改定することを踏まえ、町議会議員の年間の期末手当の支給率を引き下げるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 36 年湯河原町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 205」を「100 分の 200」に、「100 分の 225」を「100 分の 210」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。